

平成30年2月7日

草津市議会議長 瀬川 裕海 様

総務常任委員会
委員長 中島 美徳

平成29年度総務常任委員会研修結果報告書
標題の研修結果は、下記のとおりでありましたので報告いたします。

記

1. 期 間 平成30年1月30日（火）～1月31日（水）
2. 日 程 1月30日（火） 静岡県掛川市
午後1時30分から午後3時30分まで
・「協働によるまちづくりの取り組み」について

1月31日（水） 愛知県高浜市
午前9時30分から正午まで
・「地域自治の仕組みづくり」について
3. 参加者 委員8人、執行部職員1人、議会事務局職員1人
委員長 中島 美徳 副委員長 宇野 房子
委 員 伊吹 達郎 永井 信雄 瀬川 裕海
久保 秋雄 木村 辰己 西村 隆行
<同行> まちづくり協働部副部長（総括） 長 源一
<随員> 議会事務局 吉田 克己
4. その他 詳細は別紙復命書のとおり

平成29年度総務常任委員会研修復命書

平成29年2月7日

草津市議会議長 瀬川 裕海 様

草津市議会総務常任委員会
委員長 中島 美徳

標題の研修結果は、下記のとおりでしたので復命いたします。

記

1. 出張の目的

草津市議会総務常任委員会研修

2. 出張先

静岡県掛川市、愛知県高浜市

3. 出張の経過

■平成30年1月30日（火） 13:30～15:30 静岡県掛川市

○「協働によるまちづくりの取り組み」について

■平成30年1月31日（水） 9:30～12:00 愛知県高浜市

○「地域自治の仕組みづくり」について

4. 研修出席委員名

（委員長）中島 美徳 （副委員長）宇野 房子

（委員）伊吹 達郎 永井 信雄 瀬川 裕海

久保 秋雄 木村 辰己 西村 隆行

5. 執行部同行者・随行者

健康福祉部副部長（総括） 長 源一

静岡県掛川市の概況

人口等	113,870人／41,759世帯(平成29年4月1日現在)
面積	265.63 km ²
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・静岡県の西部に位置し、静岡県の二大都市である静岡市と浜松市の中間に位置している。 ・市中央部に、JR 東海道新幹線、JR 東海道本線、東名高速道路、国道1号線が横断するとともに、市南部には国道150号線が横断している。さらに市北部では、新東名高速道路が開通されたほか、本市の東側約15Kmには、富士山静岡空港があり、広域交通の要衝となっている。 ・市域は南北に細長く、市北部は八高山をはじめとする山地であり、その山麓は複雑な谷を持った丘陵地となっている。市南部には平地が広がり、遠州灘に面して約10Kmにわたる砂浜海岸がある。 ・自然との深い関わりの中で、お茶やいちご、バラ、葛布、郷土銘菓などの特産品がある。また、製造品出荷額は1兆円を超える県内屈指の商工業都市として成長を続けている。

◎ 「協働によるまちづくりの取り組み」について

事務局：岡本氏

説明者：生涯学習協働推進課 道田 室長

生涯学習協働推進課 赤堀 主幹兼庶務係長

1. 協働によるまちづくりの取り組みに至る経緯について

(1) 生涯学習の推進

- ・生涯学習社会の実現を目指して、昭和54年に日本で初めて生涯学習都市宣言を行った。その後、旧大東町、旧大須賀町と合併し、新たに平成19年2月に生涯学習都市宣言を行った。
- ・この宣言後、市の体制も再構築し、平成20年度に市民を中心に市民推進委員会を組織し「生涯学習テーマとプロジェクト パートI」を定めた。今後はこれを基軸に行政を挙げて住民が主役となる「生涯学習まちづくり」の推進を図っていく。
- ・生涯学習の推進により育成された人材をまちづくりへ活かしていく。

(2) 少子高齢化社会に向けて

- ・人口減少、地域コミュニティの希薄化に向けた対策が必要。
- ・社会の変化に耐えうる仕組みを構築していくことが必要。

2. 協働によるまちづくりに向けて

(1) 掛川市の概要

- ・人口 117,520人 (平成28年3月31日時点)

(老年人口 65歳以上 29,531人 25.1%)

- ・平成21年から27年の人口推移(市全体で2.8%減)
最も増加している地区は 14.6%増
最も減少している地区は 23.4%減
- ・平成21年から27年の高齢化率の推移(市全体で25.1%)
最も高齢化率が高い地区は 38.9%→住民同士の結びつきが強いところも
最も高齢化率が低い地区は 18.2%→コミュニティの希薄化が進んでいるところも
→市内32地区において実情は様々

(2) 市民主体の自治の実現

- ・地域コミュニティを持続していくために、支え合い、役立ち合い、絆づくりといった「協働」が必要。
- ・協働によって、地縁組織を中心とした自治の仕組みを充実・発展させるとともに、市民活動団体等や企業など様々な地域社会の構成員を結び付けることで、日本の歴史、伝統、風土、国民性などに合致した「公共的活動を支えていく基盤」を作る。

(3) 社会経済全体の大きな変化

① 少子高齢化(人口減少)

- ・生産年齢人口の負担増と税収減(平成52年には10万人を割る見込み)
- ・社会保障費の増大
- ・新たなセーフティネット確保対策への投資

→掛川市の税収は、H20年度をピークに約10%減少している。

② コミュニティの希薄化

- ・自治会への関心低下、組織運営基盤のせい弱化
- ・安全安心の確保対策への不安

(4) 日本における伝統的な地域社会の特徴等

■ 地域コミュニティ ■

- ・日本において地域コミュニティは生活と秩序の維持に重要な役割を果たしてきた。
- ・行政サービスと地域サービスがバランスよく役割分担し合って、健康で文化的な生活を維持向上させてきた。

→「行政」=生活インフラの向上やセーフティネットなど、大がかりなサービス

「地域」=声かけや見守り、ごみ集積所や防犯灯の管理など身近なサービス

→地域コミュニティが希薄化すると、このバランスを崩す恐れがある。

<新たな自治体経営への転換に向けて>

- ①市税の増収は見込めないという前提に立つべき

②国の地方財政制度への依存体質から脱却すべき

③「これまでのやり方は通用しなくなる」という危機意識を持つべき



- ・地区住民の「つながり」「支え合い」「絆」づくりには、地域力の結集、仕組みづくり及び人材育成が欠かせないという認識が必要。
- ・先行き不透明な社会経済情勢に翻弄されない自立した都市となるために、将来を見据え、全員総参加で定住自立に向けて互いに協力し、支え合う都市に転換する。

■まちづくりは行政主導から地域主権へ■

・平成 25 年 4 月 1 日 自治基本条例

まちづくりの最高規範。協働によるまちづくりを進めるための大きな考え方

・平成 27 年 4 月 1 日 協働によるまちづくり推進条例

市民と市がともに公共を支えるための具体的な仕組みを定める

(5) めざす協働によるまちづくりの姿

- ・市内 32 地区のそれぞれの個性を活かし、より暮らしやすい地域づくり。
- ・行政は、医療、福祉、防災対策や自然体を発展させる取り組みを適切に行う。

3. 掛川市のまちづくりの仕組み

(1) 地区まちづくり協議会

- ・自治区だけでなく、センター、福祉協議会、市民活動団体、企業などみんなでまちづくりを進める仕組みを構築。
- ・地区まちづくり協議会→地域力の結集
- ➡地域の様々な組織・団体が「より住みやすい地区にする」という共通目的の達成のために協力、連携し合う。

(2) 地区まちづくり計画

- ・各協議会におけるまちづくりの「総合計画」として策定
- ・みんなで地区の夢や目標、方向性を決定
- ・今後、実施すべき事業や行事を明らかにする
- ・市からの交付金の使途等を決定する
- ➡地区に関心を持つ人が増える／地区の夢や目標を住民間で共有／役員の交代があっても、目的の継続性が確保
- ➡地区まちづくり計画は、地域住民が主体となって、市と連携しながら行う、地区まちづくりの基本的な指針

(3) 地区まちづくり協議会連絡会

- ・地区まちづくり協議会相互の連携強化と情報共有を図り、共に協議会の充実・発展を目指す。

➡32 地区、31 協議会の会長が会員となって年 6 回程度開催し、共通課題の解決策の検討・結論の共有、制度の見直し提案などを行う。

(4) まちづくり協働センター

- ・地区まちづくり協議会や市民活動・NPO 団体等の様々な担い手を応援するため設立。(指定管理は行っておらず、公設公営施設)

(5) これまでの経過と今後の展開

- ・設立初期：H28～事務局体制の確立、交付金、地域支援職員
H28.4 市内全ての地区でまちづくり協議会の活動開始
- ・展開期：H30～地区組織の見直し、新たな人材登用方法の検討
- ・成熟期：H33～新たな法人格取得の検討

4. まちづくり協議会の活動事例

①地区活性化事業「まち協祭」

- ・まちづくり協議会の周知、認知度アップを目的。

②地域内探訪ウォーキング

- ・3 世代交流を目指す地区であり、世代間交流の促進を図る。

③通学路安全点検と交通安全マップの作製

- ・漁師町で道路の見通しが悪く、地区の課題である交通対策の見える化を目指す。
- ・駐在所とも連携し、相乗効果を得る。

④倉真を巡る散策路規格整備事業

- ・山間地区であることを活かし、トレッキングイベントにより地域の活性化につなげる。

⑤環境保全美化促進事業

- ・掛川駅は新幹線駅であり、市の玄関口としての美観向上を目的。

⑥健康イキイキ運転講座

- ・高齢者の安全運転が地区の課題。地元企業である静岡ダイハツや J A F から技術指導。

⑦あした塾

- ・地域デビューのきっかけづくりを目的。

⑧人材バンク活用事業

- ・住民の特技や経験をまちづくりに活かすためのマッチング事業。

⑨南郷地区親子防災体験教室

- ・元来地盤が弱い地区であり、大人と子どもが一緒に参加する防災体験教室。
(参加者 163 人中 51 人が子どもの参加)

⑩ペット同行避難訓練

- ・ NPO 法人との協働により人とペットのための避難訓練。

⑪健康増進教室

- ・ 体育協会との協働により健康な体作りを通じた住民交流。

⑫福祉バス

- ・ 公共交通が弱い地区で、移動手段を持たない高齢者への支援を行う。

⑬何でも手伝い隊

- ・ ちょっとした困りごと（5つの支援項目）を住民同士の助け合いで解決する。
当地区はこの事業だけを特化して実施。

5. 成果と課題

<成果>

- ・ まちづくり協議会が設立できたことで、地域の交流が進んだ。
- ・ 交流が生まれることで人材の活用が活発になり、地域でこれまで出来なかったことが出来るようになった。
- ・ 「やりたいことが出来る」という前向きな雰囲気が生まれた。
- ・ 地域の声が聞こえやすくなり、NPO など団体の活躍の場が増えた。

<課題>

① 考え方が変えられない

- ・ 世の中が変わってきたのに、今までと同じ考えで動こうとする。
- ・ 市の事業は市だけでやるの？結果として目的の達成につながれば良い。
- ・ 同じ目的を持つ団体同士が協働することで、より効果的に。

➡市も、市民も考え方を考える、仕掛けをする

② そもそも目的を忘れてしまっている

- ・ 目的を達成するための事業（手段）なので、いつの間にか事業の継続が目的になっていることが多い。
- ・ 始めた時の大いなる目的は？事業の継続が目的になっていないか？
- ・ 目的の達成に向けた取り組み（手段）であれば、どんな事業でもいいのでは？
- ・ 事業は手段。目的に向けた前向きな取り組みであれば、なんでも良いということに気づけるか。身の丈の発想。

➡目的目標を見失わず、柔軟な考え方で

③ 協働相手を下請けに使ってしまう。

- ・ 協働で取り組むメリットは？
→×あれとあれをやらしてもらおう／×CSR 活動はサービスでしょ／
×それはあなたの課題で、私には関係ない

- ・誰かが我慢することはないか？
 - ・市民主体のまちづくりとは「自ら行動し、互いに信頼し、役立ち合うこと」
- ➡「三方良し」か？を問う

<今後の展開>

- ・まちづくり協議会の自立した運営を進めるため法人化を目指す。
- 事務局体制の強化（マニュアル作りや市の支援体制の充実）

* 地区まちづくり協議会事務手順書、希望のまちづくり交付金については別冊資料を参照。

《質疑応答》

Q. 生涯学習協働推進課がまちづくり協議会の支援を担当されているが、文化振興やスポーツ分野も市長部局で担当されていることについて。

A. 生涯学習は元々教育委員会に属していたが、協働のまちづくりを進めるうえで生涯学習に携わる市民の方々をまちづくりに巻き込んでいくために、市長部局へ移管した。なお、生涯学習協働推進課は今年度から新設されたもの。

Q. 掛川市協働によるまちづくり推進条例の第4条の解説に「本条例では、市民等による市政運営への参画にとどまらず、市民自らが主体的にまちづくり活動を行う権利を地域主権と位置づけています」とあり、市民がまちづくりに参加することを義務や強制というのではなく、「権利」と位置づけるに至った過程は。

A. ものの見方を変えたということ。そもそも、市民が行動を起こすことは権利であり、地域の皆さんが自分たちのことを自分で行うという事は権利である。市が税金を使って全てやってしまうことで、市民が自分たちで行う事、行える事、行うべき事を奪うことになっていないか、という考え方から。

Q. まちづくり協議会の活動拠点はどういったところか。

A. 基本的には全てある。地域生涯学習センター（公民館）や公会堂など何かしらの施設を拠点にしている。

Q. まちづくり協議会は、施設の管理を行っていないのか。

A. 目指すべきところは指定管理であるが、長らく地域学習センターは市が管理するという仕組みが根付いている。

Q. 市の職員を配置して施設管理をしているのか。

A. 市の職員は常時配置していない。市民が週に何回か足を運んで日常的な管理運営をし

ている。施設管理については別途補助金が出ている。

Q. 貸館、貸し部屋業務などの管理はまち協の人がやっているのか。

A. そもそも貸館の使用料は無料。公民館よりも施設は小さく、集会所のイメージ。

Q. 各まちづくり協議会が様々な取り組みをしているが、事業を進めるうえで欠かせない人材の確保について具体的な手法は。

A. 本市でも課題である。ただ、本市では、

- ① 二宮尊徳の「報徳の精神」（新幹線駅の設置やお城普請などへの寄付が積極的であるなど、地域奉仕の精神）を持っている人が多いこと。
- ② これまで継続して生涯学習運動を進めてきていることで、退職後に地域活動に入りやすいよう、地域学者の育成をしており、地域の中で「これならできる」という意識を持ってもらうことにつなげている。
- ③ 「出来る事を出来る時で」いいという形にし、地域への関わりのハードルを下げる。
- ④ 押しつけではなく、楽しい雰囲気を作ること。

などを意識して進めている。

Q. 31 地区の中で人口の大小（1 万人～500 人）があるが、地区によって組織構成は異なるのか。

A. 異なる。地区により部会設置状況などが異なる。それぞれが身の丈に合った事業をしていく。

Q. 地域主権の強化に感銘を受けた。本市では自治会の会長が協議会の役員を務めるケースが多く、負担が大きくなっている所があるが、御市での自治会とまち協の関係性は。

A. 自治会と協議会の会長が重なるのがほとんどであり、重ならないように進めているところである。現在では 31 地区のうち 9 地区は別々の方が就いている。

Q. 福祉バス事業の実施について。

A. 公共交通が少ない地区でバス停まで歩けないという所もあるため、現在、市内で 3 地区が実施している。例えば東山口地区の予算では運営費の 2/3 を充てており、地元負担という形をとっている。運転士は週 3 日ほど地域の方がボランティアで担っており、また、バス運賃は取っておらず、年会費として負担をしてもらっている。

Q. 本市では、町内会長が 1 年、2 年で交代するのがほとんどであり課題が多い。目指すまちづくりの考え方が根付くまでに時間がかかるが、御市の考え方は。

A. 掛川市も同じ。地区まちづくり協議会が立ち上がって 2 年だが、まち協の存在が認知

されていない部分もある。根付かせるのはまだまだ時間がかかると思っている。

まち協では200を超える事業をしているが、ほとんどが近所同士、地域の絆づくりを目的としたもの。こうした絆が第一歩であり、次のステージに移っていくために欠かせないものである。

Q. 思うように進んでいない地区は何が課題と考えているか。

A. なぜやらなければいけないのか、というそもそも論で止まっているところあるし、担い手がいないというところもある。

また、事業を始めると意外にお金がかからない場合も多い反面、目的を忘れてしまって補助金を使うための事業になってしまっているケースもある。地域の主体性を引き出して楽しくやってもらうのが市の仕事と考えている。

Q. 希望のまちづくり交付金については、精算はされていないのか。

A. 精算はしていない。全てまちづくり協議会の運営活動に活かしてもらっている。また、人件費は上限が決まっており、それ以上の上積みは各協議会に任せている。

Q. 上手くいっている協議会の特徴は。

A. 事業を、まちづくり計画から体系立てて整理し、目的を持って活動をしており、部会のメンバーも自分たちの役割を理解している。ある地区では、60代の方で大手企業などで働いていた方が中心になっているところは、組織化もスムーズで実行力がある。また別の地区では、まちづくりへの「やらされ感」から脱却するため、意図的に事務局に女性を増やすことで和気あいあいと進める雰囲気作りをしている。また、掛川第三地区は「なんでも手伝い隊」の1本で事業展開することで考え方がシンプルで分かりやすいという効果を出している。



6. 所感

掛川市では、昭和 54 年に全国に先駆けて「生涯学習都市宣言」をされて以来、「人づくり」「まちづくり」が活発に行われてきました。

そうした中、平成 17 年に掛川市、大東町、大須賀町が合併されました。しかし、税収入の落ち込みと少子高齢化にともなう様々な社会情勢の変化に対応していくべく、行政主導のまちづくりから地域主導のまちづくりへと転換を図り、「協働によるまちづくり」を進めてこられ、市内に 31 のまちづくり協議会ができました。

それぞれ、5 年から 10 年という中長期計画となる「地区まちづくり計画」を作成され、目指す方向性を明確にされ、各地区の特色を活かし事業を進めると共に、人材育成にも努められていました。

さらに、「希望のまちづくり交付金」を上手く活用され、地元企業や NPO などとも協働した活動展開をされている事は、草津市にとっても大変参考になるものと確認いたしました。

また、各まちづくり協議会を紹介するガイドブックを作成し、中間支援組織となる掛川市まちづくり協働センターに設置している事についても、市民の皆様にもまちづくり協議会を身近に感じていただく手法として大変有効であると実感いたしました。

また、「できる人」が「できること」をするという助け合いの精神が市民に根付き、地域運営から地域経営へと市民自らが取り組んでいこうとする姿が感じ取られ、大変有意義な研修となりました。

しかしながら、掛川市でも担い手不足や事務局体制、活動拠点の指定管理化など課題も多くすべてが先進とはいえない状況でした。

最後に、結果を急ぐことなく確実に一歩ずつ進められるよう、掛川市の取り組みを参考にさせていただき、市議会として今後の草津市のまちづくりに活かせるよう調査研究を続けてまいります。

文責 総務常任委員会
委員長 中島 美徳

愛知県高浜市の概況

人 口	47,713人／19,250世帯(平成29年5月1日現在)
面 積	13.11 km ²
概 要	<ul style="list-style-type: none"> ・高浜市は、日本のほぼ中央にある愛知県三河平野の南西部に位置し、名古屋市から南東へ25kmにあり、東は安城市、西は衣浦港を隔てて半田市、南は碧南市、北は刈谷市に接している。 ・市域の大部分が平坦地で面積が限られていることから、将来の社会経済の動向や、人口の増加を予測したうえでの住居用地、商業用地、工業用地などを理想的な形に配置した市街地づくりを進めている。

◎ 「地域自治の仕組みづくり」について

事務局：加藤主査

説明者：企画部総合政策グループ 野口グループリーダー

〃 京極主事

〃 山本主査

1. 地域内分権推進の流れについて

(1) 高浜市の概要

- ・面積 13.11 km²のコンパクトシティ。
- ・人口約 48,000 人、高齢化率 18.83%
- ・屋根瓦の生産量（三州瓦）全国 1 位
- ・輸送機器関連産業が盛ん（第 2 次産業就業人口全国 1 位：50%）

(2) 地域内分権推進の流れ

＜高浜市構造改革＞平成 16 年度～

- ・第 1 ステージ＝平成 17 年度～22 年度

地域自治の仕組み・協働のまちづくりの基礎を固める

→「まちづくり協議会」の立ち上げ支援

「まちづくり協議会特派員制度」の創設（H20 年度～）

「地域計画」の策定

「市民予算枠事業」の創設

- ・第 2 ステージ＝平成 23 年度～

条例等に位置付け、活動の定着・発展、認知度向上に努める

→「自治基本条例」「第 6 次総合計画」の策定（H23 年度）

「まちづくり協議会サミット」の設置（まちづくり協議会条例の検討）

「まちづくり協議会条例」の制定（H27 年度～）

2. まちづくり協議会条例について

(1) 自治基本条例

- ・平成 23 年 4 月施行「住んでみたい」「住んでみて良かった」「いつまでも住み続けたい」と思える高浜市を築いていくことを目指す。
- ・まちづくりに携わる「市民」「議会」「行政」の役割を明らかにし、これからの高浜市の目指す姿や、それらを達成するための基本的な原則・仕組みをまとめたもの。
- ・まちづくりのキーワード「参画の原則」「協働の原則」「情報共有の原則」
- ・前文と第 5 章地方自治にて、まちづくり協議会を地域自治の仕組みとして位置付ける。

➡まちづくり協議会を公共的団体として位置付け、これからのまちづくりはまちづくり協議会とともに築いていくという決意を示す。

(2) まちづくり協議会条例

■各まちづくり協議会のこれまでの実践を踏まえながら公共的団体としての要件を明確化・明文化

*申請に基づき市長が認定＝市長認定の公共団体

①区域

- ・小学校区を単位とし、小学校区ごとに 1 つに限る。(5 学区、5 協議会)

②構成員

- ・小学校区内に居住している人
 - ・小学校区内でよりよいまちにしていこうと活動している人や団体
 - ・小学校区内の事業所やそこで働いている人
 - ・小学校区内の学校等で学んでいる人
- ➡参加・参画の機会が開かれている活動成果を享受することができる。

③多様性・開放性

- ・地域みんなで力を合わせる。
老若男女、個人団体みんなが少しずつ力を持ち寄る。
- ・誰もが運営・活動に関わることができる。

④民主制

- ・みんなで想いを一致させながら取り組む。
話し合い、合意形成のルールを決める。
- ・ルールに基づいて運営・活動する。

⑤透明性

- ・誰が見ても分かりやすく。
- ・地域の様々な情報を共有。

➡地域への関心や愛着が高まるように、活動に参加・参画する人が増えるように。

⑥自主性・主体性

- ・地域の魅力や課題を掘り起こしみんなで磨き解決していく。
- ・みんなの知恵や力を持ち寄って取り組む。

⑦その他

＜行政の助言・協力＞

まちづくり協議会条例第7条

- ・まちづくり協議会の自主性・主体性を尊重
- ・活動に対する適切な助言・支援

市の支援は大きく3つ

＝カネ（交付金）、ヒト（まち協特派員）、モノ（拠点施設や備品の貸し出し）

3. まちづくり協議会特派員

～地域の思いに寄り添い 地域とともに歩む職員へ～

（1）創設の経緯

- ・平成20年度よりスタート

「まちづくり協議会の担当部署だけではなく、色んな部署の職員にもっと地域のことを知ってほしい、市民の頑張りを見届けてほしい」という要望の声にこたえる形で創設。

（2）制度内容

- ・若手職員からベテラン職員まで所属部署を越えたチームを結成
例）財政担当（課長級）、税務担当（主任級）、子ども育成担当（3年目）、農業担当（2年目）
- ・任期は3年間
- ・部長職、保育士、教諭職、単労職を除く全職員から公募制
→「ヨコ割り」体制でまちづくり活動を支援

（3）主な役割

- ・まちづくり協議会と行政をつなぐパイプ役。地域の立場に立って関係部署・機関への連絡調整を行う。
- ・地域の課題解決など、住民自治が進むように各種サポート・コーディネートを行うなど、地域力を引き出す。
- ・会合、活動へ出席・参加する中から、地域の課題や住民の意見、提案などを把握し、計画・施策等へ反映していく。
- ・市政に関する情報を適時・適切・積極的に提供するなど、地域と行政の情報交換・

情報共有を行う。

- ・おさいふ会議（交付金配分会議）への参加。
- ・その他、ボランティアとしてのまち協実施事業への参加。

（４） 制度の見直し

■当初と比べて地域から求められる特派員のあり方に変化

- ・地域活動の「アドバイザー」から「見守り役」へ。
- ・運営が安定・自立してくることで施策的な意見を求められることが少ない。

<制度の見直し>

- ・平成 29 年度から全庁協働体制を、より促進していくため見直しを実施。
- ・対象者を 2～6 年目の職員とし、若手職員の育成に重点を置く。
- ・研修的な位置づけをとることで、若手職員全員へ平等に地域に関わる機会を与える。
- ・特派員同士での地域に出る職員としての心構えなどを伝承していく。
- ・特派員の役割や目的を明確にし、負担が増えないようにする。
- ・任期は 2 年＋サポーター 1 年（サポーターの任期期間に後任へ伝承していく）。

4. 交付金制度について

（１） まちづくり協議会への活動支援として

①市民予算枠事業交付金

まち協から提案する事業に対して交付（健康ウォーキング会、防犯・防災運動会など）

②地域内分権推進事業交付金

元々行政が実施していた事業を地域の申請に基づき移譲する（公園管理、防犯灯管理など）

③委託料

行政が行うべき事業をまち協へ委託（公民館の指定管理など）

（２） 交付金の経緯

- ・平成 17 年度「高浜市まちづくりパートナーズ基金」
個人市民税の 1%をまちづくり交付金の財源とする。
- ・平成 22 年度に吉岡市長のマニフェスト「市民予算枠」の設置
個人市民税の 5%を財源とする。
- ・平成 29 年度に制度の見直しによるリニューアル
5%からあらかじめ決められた予算総額を上限に。

（３） 交付金の内容

①市民予算枠事業交付金

- ・平成 29 年度から、あらかじめ決められた予算総額を上限に。
→これまでの実績を重ねることで、交付金額が安定化したため。

■地域一括交付型■

- ・提案できる団体：まち協、まち協の構成団体
- ・対象事業：地域の課題解決や魅力アップに向けて、地域がより良い方向に向かうための事業。
- ・交付金算定方法：均等割額＋人口割額＋協議枠額
→協議枠額＝均等割・人口割だけでは解決が困難な地域課題に取り組むために交付するもの。おさいふ会議で協議して配分。

②地域内分権推進事業交付金（移譲事業：現在 11 事業）

- ・青パト防犯パトロール事業
- ・総合防災訓練事業
- ・健康体操事業
- ・公園管理事業
- ・認知症サポーター養成事業
- ・社会教育推進事業
など、ほか5事業

5. 今後の課題について

①参加、参画者の拡大

- ・若い世代が関わりやすい運営方法

②活動分野の拡大、真に必要な課題に注力

- ・地域カルテの活用

③交付金制度の見直し、自主財源の確保

- ・コミュニティビジネスの検討実施

④活動の持続性、経営能力のさらなる向上

- ・事務局機能の強化、次世代へのスムーズなつなぎ

⑤移譲事業のさらなる切り出し

- ・地域への分権の視点から行政の事務事業を再点検

⑥職員の意識改革と地域実践

- ・地域活動に関わっている職員割合の増加
- ・タテ割り意識の払拭（庁内での情報共有など）

6. 南部まちづくり協議会の活動報告

- ・NPO 法人 高浜南部まちづくり協議会から活動報告（於：南部ふれあいプラザ）

*別紙報告書参照

《質疑応答》

Q. まち協サミットでまちづくり協議会条例の検討を行ったとしているが、市の支援はどのようにしていたのか。

A. 会議での議論、提案は地域の方々に進めていただき、市は会議の流れを見ながら、事前調整を行うにとどめていた。また、多くのまちづくり協議会では、市議会議員も顧問になっているので、地域と議員の間で課題の共有を行っていた。

Q. 町内会とまちづくり協議会の関係性は。

A. それぞれの役割を認識してすみ分けを行っている。ただし、まちづくり協議会のなり手は町内会経験者でもあるので、人材面での課題はある。

Q. 特派員制度の実施によって市職員の変化は。

A. 地域に出ることで住民ニーズを把握できるメリットがある。市職員の意識改革にも役立っている。公務とボランティアの区分について課題もあるが、市の発展に寄与することなど、地域に出る意義を考えてもらう勉強会を事前に行っている。(立候補制)

Q. 今後の課題として、若い世代の参加を挙げているが具体的には。

A. 現在検討中であるが、若者会議などで学生の参加を促すことを考えている。また、まちづくり条例の中でも、子ども達の役割を明記しており、お祭りの参加や出前授業を受けてもらい地域への愛着を持ってもらっている。参加の敷居を出来るだけ低くすることを考えている。

Q. 交付金の額の算定について。

A. ある程度実績を積んできたことで、交付金の額が落ち着いてきているので、おさいふ会議で衝突することもない。交付金を使う事の意義を理解していただいているものと考えている。

Q. まちづくり協議会における自主財源の確保について。

A. 具体的なコミュニティビジネスの立ち上げはまだない。しかし、あるまち協では、学校など公共施設の小規模工事などで財源を得ているところもある。

Q. まちづくり協議会の運営体制について、町内会との関係は。

A. 地域によって様々である。立ち上げは行政主導の部分が多いが、運営は地域に預けている。役員選出も、町内会から来られる所もそうではない所もある。まち協の中で主体的に議論して決めてもらう。

Q. まちづくりに関わる市民の年齢層は。

A. まちづくり協議会の構成員は退職された世代が最も多いのが実情。

Q. 特派員制度について、働き改革の声が強い中で、公務とそれ以外の区分けについて。

A. 平日夜の会議は時間外手当が付くが、休日の行事参加は自主参加のボランティアとしている。市の職員として地域に出ていく意義を特派員の職員へ十分に説明し理解を求めている。

Q. まちづくり協議会の自主的運営を確立するための事務局の体制について。

A. 事務局長は運営において大切になってくるが、ボランティアの延長でもらっている状況。事務局長のほか、会長や役員でそれぞれ補完し合って上手くやってもらっている。これまでの積み上げによるマニュアルなども効果があると感じている。

Q. 5地区のまちづくり協議会の中で、上手くいっている所とそうではない所の違いは。

A. 地域によって環境や課題も異なるが、上手くいっていないところは担い手の課題が大きいと感じる。そういうまち協には市がフォローをしている部分もある。



5. 所感

高浜市では、平成 16 年から「地域内分権」を進められ、平成 17 年よりまちづくり協議会ができ、活動を展開されていました。

なかでも、「まちづくり協議会特派員」制度では、行政の若手職員の立候補による任期 3 年、4 人 1 チームで各まちづくり協議会に参画されている事に斬新さを感じました。そして、まちづくり協議会設立から 10 年以上となる取り組みの経過から、様々な課題を地域と共に乗り越えてこられた足跡は、大変参考とするところが多く草津市におけるまちづくり協議会の未来像ともいえるところがありました。

また、まちづくり協議会の活動を支援していく交付金制度においても、「地域のやりたい」を引き出すような取り組みを実践されており、各まちづくり協議会が「行政の下請けではない」を十分に理解されて事業展開されていることに、これまで培われた経験の積み上げの大きさを実感いたしました。

そんな中、担い手不足などの草津市と共通する課題があるものの、更なるステップアップを目指して様々な取り組みを展開されていました。さらに、高浜市のまちづくり協議会の組織を運営される方々は、町内会長や各種団体の代表ではなく、「できる人」「やりたい人」がされている部分についても市民の意識の高さを感じました。

最後に、高浜市の 10 年に渡る取り組みを十分に検証し、取り入れられる部分は十分に参考にしながらも、草津市の独自性と各地域の特色も十分に活かした取り組みとしていけるように市議会として調査研究を進めてまいります。

文責 総務常任委員会
委員長 中島 美徳